

大分県特別支援教育推進計画

平成20年3月

大分県教育委員会

はじめに

大分県では、障がいのある子どもたちの特別支援教育について、障がいの種別・程度等に応じて、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級若しくは通級指導教室又は幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援ができるよう取り組んでいます。

国においては、平成17年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえ、平成19年4月1日に「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行されました。

その内容は、「児童生徒等の障がいの重複化に対応した適切な教育を行うため、盲・聾・養護学校から障がい種別を超えた特別支援学校とする」、また、「小・中学校等においては、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を含む障がいのある児童生徒等に対して適切な教育を行うこと」等、障がいのある人の人権及び尊厳を保護・促進するという世界的な流れに沿って、特別支援教育を一層推進することを制度面から保障するものです。

本県においても、支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加に向け、今以上にきめ細やかな教育的支援を行っていくことが重要であることから、平成18年5月に有識者により構成する「大分県特別支援教育推進検討委員会」を設置しました。検討委員会は、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について、地域別説明会やパブリックコメント等を通じていただいた県民の皆様からの御意見も十分参考にしながら審議を重ね、報告書が平成19年10月に提出されたところです。

本計画は、大分県特別支援教育推進検討委員会からの報告等を参考にして、今後の特別支援教育の推進について策定したものです。

県教育委員会においては、この計画に基づいて特別支援教育の推進に取り組んでまいりますので、県民の皆様への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月

大分県教育委員会教育長

小 矢 文 則

目 次

大分県立特別支援学校の再編整備

1	背景	1
2	計画の期間	1
3	基本的な考え方	1
4	計画	1
	(1) 特別支援学校別計画	1
	(2) 年度別計画	4

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

1	背景	5
2	基本的な考え方	5
3	計画	5
	(1) 幼稚園及び小・中学校における特別支援教育の充実	5
	(2) 高等学校における特別支援教育の充実	6
	(3) 施設設備等の充実	6

教職員の資質向上

1	背景	7
2	基本的な考え方	7
3	計画	7
	(1) 特別支援学校教諭免許の所有率の向上	7
	(2) 採用・人事における取組	7
	(3) 研修の充実	8

大分県立特別支援学校の再編整備

1 背景

平成19年4月1日施行の学校教育法等の一部を改正する法律により、それまでの「盲・聾・養護学校制度」が、1校で複数の障がい種を教育の対象とすることができる「特別支援学校制度」に改められた。

また、本県では、幼児児童生徒数の推移、障がいの重度・重複化の傾向等に伴う、適正な学校規模及び学科編制の在り方等の観点から、特別支援学校の再編が必要となってきた。

2 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

3 基本的な考え方

新たに創設された特別支援学校制度を本県で有効に活用する観点、教育活動を行う上で適正な学校規模及び学科編制等とする観点、また、長時間通学を解消し、児童生徒及び保護者の負担を軽減する観点等から再編整備計画を策定する。

については、再編整備に伴い、新たに教育の対象とする障がい種の幼児児童生徒を受け入れるための条件整備や、従来各学校で行ってきた教育内容もさらに充実することに留意する。

なお、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)及び高機能自閉症等の発達障がいの児童生徒は特別支援学校の対象とはならない。

4 計画

(1) 特別支援学校別計画

ア 視覚障がいを教育の対象とする特別支援学校(大分県立盲学校)

対象とする障がい種の拡大

平成21年度から、知的障がいを主たる障がいとし視覚障がいを併せ有する児童生徒も受け入れる。

学科の再編

平成23年度から、高等部本科の保健医療科の募集を停止する。

イ 聴覚障がい者を教育の対象とする特別支援学校（大分県立聾学校）

対象とする障がい種の拡大

平成23年度から、高等部本科及び専攻科で、知的障がい者も受け入れる。

学科の再編

高等部本科

平成23年度から、産業工芸科、被服科及び理容科の募集を停止する。

聴覚障がい者対象の普通科と職業科を新設する。

知的障がい者対象の職業科を新設する。

職業科は、ニーズに応じたコース編制とする。

高等部専攻科

平成23年度から、工芸科、被服科及び理容科の募集を停止する。

聴覚障がい者対象の職業科を新設する。

知的障がい者対象の職業科を新設する。

職業科は、ニーズに応じたコース編制とする。

ウ 知的障がい者を教育の対象とする特別支援学校

（大分県立宇佐養護学校・日出養護学校・南石垣養護学校・庄内養護学校・新生養護学校・大分養護学校・臼杵養護学校・佐伯養護学校・竹田養護学校・日田養護学校）

対象とする障がい種の拡大

平成21年度から、肢体不自由を主たる障がいとし知的障がいも併せ有する児童生徒も受け入れる（南石垣養護学校以外の9校）。

平成24年度から、新生養護学校で、肢体不自由のみを有する児童生徒も受け入れる（適正な学級規模が編制できる場合）。

学部・学科の再編

平成20年度に、大分養護学校に高等部を設置する。

平成24年度に、宇佐養護学校、南石垣養護学校、新生養護学校及び大分養護学校の高等部に職業科又は職業コースを新設する。

分校の新設

平成21年度に、宇佐養護学校中津校（仮称）を、中津商業高校校舎を活用して新設する。

（受入学部：21年度小学部、22年度中学部、23年度高等部）

通学方法の改善

平成20年度に、宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校に、スクールバスを増便する。

平成21年度に、日出養護学校及び竹田養護学校に、大型タクシー等を配置する。

エ 肢体不自由、病弱を教育の対象とする特別支援学校
 (大分県立別府養護学校・鶴見養護学校・石垣原養護学校)

学校の再編

平成22年度に3校を統合する。

別府養護学校を本校とし、鶴見養護学校を別府養護学校鶴見校(仮称)に、石垣原養護学校を別府養護学校石垣原校(仮称)にする。

学部の再編

平成22年度に別府養護学校鶴見校(仮称)に高等部を設置する。

教育の対象とする障がい種の再編

平成22年度から次のとおりとする。

学 校	障がい種別(通学等状況)
別府養護学校(本校)	肢体不自由(通学生・寄宿舍生) 病 弱(通学生) 通学生には別府発達医療センターに入所又は西別府病院に入院している児童生徒のうち、通学可能な者を含む。
別府養護学校鶴見校(仮称)	肢体不自由 (別府発達医療センターに入所している幼児児童生徒) 別府養護学校に通学可能な者を除く。
別府養護学校石垣原校(仮称)	病 弱 (西別府病院に入院している児童生徒) 別府養護学校に通学可能な者を除く。
上記内容を原則とし、特別な事情がある場合には、幼児児童生徒にとって最適な就学先を検討する。	

学級の再編

平成22年度から、石垣原校では、従来の慢性疾患、筋ジストロフィー及び重症心身障がいの病類による学級編制は廃止し、単一障がい学級と重複障がい学級のみ再編する。

(2) 年度別計画

	計 画 内 容
20年度	大分養護学校に高等部を新設する。 宇佐養護学校、大分養護学校及び日田養護学校にスクールバスを増便する。
21年度	宇佐養護学校中津校（仮称）を中津商業高校校舎を活用して新設し、小学部を開設する。 盲学校で、重複障がい（知＋視）者も受け入れる。 知的障がいの特別支援学校9校で重複障がい（肢＋知）も受け入れる。 日出養護学校及び竹田養護学校に大型タクシー等を配置する。
22年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に中学部を開設する。 別府3校（別府養護学校・鶴見養護学校・石垣原養護学校）を再編する。 各特別支援学校の学校名を変更する。
23年度	宇佐養護学校中津校（仮称）に高等部を開設する。 盲学校の高等部本科の保健医療科を募集停止する。 聾学校の高等部本科の産業工芸科・被服科・理容科の募集を停止し、聴覚障がい者対象の普通科と職業科及び知的障がい者対象の職業科を新設する。 聾学校の高等部専攻科の工芸科・被服科・理容科の募集を停止し、聴覚障がい者対象の職業科及び知的障がい者対象の職業科を新設する。
24年度	宇佐養護学校・南石垣養護学校・新生養護学校・大分養護学校の高等部に、職業科又は職業コースを新設する。 新生養護学校で、肢体不自由（単一）を受け入れる。

幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

1 背景

平成19年4月1日施行の学校教育法等の一部を改正する法律では、幼稚園、小・中学校、高等学校において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための適切な教育を行うことが規定された。

文部科学省の平成14年度全国調査では、小・中学校の通常の学級に、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)及び高機能自閉症等の発達障がいの児童生徒が在籍する可能性は、約6.3%とされている。本県における平成18年度調査での在籍率は約1.6%であるが、特別な支援を必要とする児童生徒等について、各学校が、保護者や福祉・医療・労働及び保健等関係機関と連携して、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

2 基本的な考え方

従来の特殊教育の場であった、特別支援学級等の充実に加え、新たに特別支援教育の対象となった発達障がいのある幼児児童生徒への支援も重要である。

発達障がいのある幼児に早期から支援を行うことは、二次障がいを防止する観点からも重要である。また、高等学校にも発達障がいのある生徒が在籍していることから、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができるように取り組む。

なお、障がいのある児童生徒の就学については、「就学基準」により、障がいの程度に応じて定められており、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育がなされなければならない。

3 計画

(1) 幼稚園及び小・中学校における特別支援教育の充実

ア 校(園)内支援体制の整備

各市町村教育委員会が所管する学校について、校(園)内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定、巡回相談及び専門家チームの活用等、校(園)内支援体制の強化に取り組めるよう継続して支援する。

イ 特別支援学級の充実

小・中学校の特別支援学級は、平成18年度まで10年以上の間、263学級であったが、平成19年度は、273学級に増加した。

今後も、特別支援学級での教育の対象となる児童生徒数の推移及び他県の設置率等を見ながら、実情に即した設置を進める。

ウ 通級指導教室の充実

従来の、言語障がい及び難聴に加え、平成18年度から学習障がい(LD)及び注意欠陥多動性障がい(ADHD)を対象とする教室を設置している。

今後も、通級指導教室での教育の対象となる児童生徒数の推移等を見ながら、実情に即した設置を進める。

エ 市町村特別支援連携協議会設置の促進

市町村における特別支援教育の体制づくりを促進するため、企画・調整・支援等を行う部局横断型の市町村特別支援連携協議会の設置を促進する。

(2) 高等学校における特別支援教育の充実

各学校において、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定、巡回相談及び専門家チームの活用等、校内支援体制の強化に取り組めるよう継続して支援する。

現行制度では、高等学校には特別支援学級及び通級指導教室が設置できないことから、県立学校の校内支援体制の整備と実施内容の充実に取り組むことで適切な指導及び必要な支援を行う。

(3) 施設設備等の充実

地域の幼稚園、小・中学校及び高等学校で、障がいのある児童生徒等の受入に必要な施設設備の整備について、可能な支援を行う。

教職員の資質向上

1 背景

教育職員免許法に規定されている「当分の間、特別支援学校の教員は、特別支援学校教諭免許状の保有を要しない」こととしている附則を廃止すべきであるとの内容が平成17年12月の中央教育審議会答申に記載されている。特別支援教育に関する専門性を担保するものとして、特別支援学校教諭免許状保有の重要性を示したものと言える。

本県の保有率は、平成19年度において、特別支援学校の小・中学部の教員は、93.4%、高等部は、67.2%である。また、小・中学校の特別支援学級担任については、28.6%となっている。

2 基本的な考え方

本来、特別支援教育に携わる教員は、特別支援学校教諭免許状を保有している者を配置すべきであるが、保有者数の状況等から、必ずしも免許保有者が配置されているわけではないので、保有率の向上に取り組む。

また、幼児児童生徒の障がいの多様化、重度重複化に対応できる教員の専門性を向上させるため、研修内容の充実を図る。

3 計画

(1) 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上

特別支援教育に関する専門性を確保するための、免許状保有の必要性を周知するとともに、教員免許認定講習等を活用して「新大分県教育総合計画」の目標指標に基づく保有率の向上を図る。

* 新大分県教育総合計画の目標指標（平成18年6月策定）

指標名		目標値	
		平成22年度	平成27年度
特別支援学校教諭免許状の保有率	小・中学部	95%	100%
	高等部	60%	100%
	小・中学校（特別支援学級担当教員）	60%	100%

特別支援学校高等部は、平成19年度に22年度の目標値達成済み（67.2%）。

(2) 採用・人事における取組

障がいのある幼児児童生徒への一貫した高いレベルの教育を実施する観点から、以下の点について配慮する。

ア 採用

特別支援学校については、特別支援教育に関する専門性を有し、意欲のある教員を確保する観点から、教員採用選考試験において、現在も導入している特別支援学校枠での採用を継続する。

イ 人事

小・中学校、高等学校から特別支援学校への異動については、特別支援学校教諭免許状保有者や、特別支援教育に取り組む適性及び意欲を有する者を特別支援教育に携われるよう配置する。

また、小・中学校の特別支援学級の担当者については、校内の支援体制を整備した上で、可能な限り特別支援教育に継続して取り組めるようにする。

(3) 研修の充実

幼児児童生徒の障がいの多様化、重度重複化に対応するため、教育機関や校内において以下の観点から研修内容の充実を図る。

特別支援教育担当教員の専門性の向上

特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

管理職の学校運営に係る特別支援教育への取組

教職員への理解啓発

大分県特別支援教育推進計画

平成20年3月発行

大分県教育庁特別支援教育推進室

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

T E L (097)536-1111 (内線5536)



11月1日は
おおいた教育の日